平成23年(ワ)第812号・平成24年(ワ)第23号・平成27年(ワ)第374号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原告石丸ハツミ、外

被 告 九州電力株式会社

準 備 書 面(19)

2018年9月21日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大橋 さゆり

復代理人

弁護士 谷 次 郎

弁護士 中 井 雅 人

本書面は、被告の平成30年3月16日付準備書面13に、主張・立証責任の観点から概括的に反論するものである。

- 1 被告は、その準備書面13において、玄海2号機について、その運転実績、安全確保対策、そして耐震安全性の面から、安全性が認められる旨の主張を試みている。
- 2 しかるに、被告が自認するとおり、被告は、玄海2号機については、いわゆる 新規制基準適合性に関する原子炉設置変更許可申請書を未だ提出していない。

そして、本件のような発電用原子炉の運転差止めを求める民事訴訟(仮処分を含む)においては、従前、御庁を含む裁判所の判断としては、原子力規制委員会の設置変更許可が出ていることを、安全性を推認させる間接事実としていたものと考えられる。

例えば、玄海3号機、4号機の運転差止仮処分事件(御庁平成23年(ヨ)2 1号ほか)に対する御庁平成29年6月13日決定は、「改正後の原子炉等規制 法における規制の目的及び趣旨からすれば、改正原子炉等規制法は、最新の科学 的、技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用 原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」とした上で、「当該発電用 原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとした同委員会の調査審議及び判 断の過程等に看過し難い過誤、欠落があるときは、当該発電用原子炉施設の安全 性に関する同委員会の判断に不合理な点があるということができるのであり、そ のような場合には、当該発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるといわ ざるを得ず、深刻な事故が起こる具体的な可能性が否定できないこととなる」と の規範を定立している。その上で、上記決定は、「原子力規制委員会における審 査についても、厳格かつ適切に行われたものと評価するのが相当であり、・・・ 新規制基準に適合するとした同委員会の調査審議及び判断の過程等に看過し難 い過誤、欠落があるとは認められない」として、事業者側の疎明が成功したもの としている。

3 発電用原子炉の運転差止めを求める民事訴訟において、原子力規制委員会が原子炉設置変更許可が出していることを、安全性を推認させる間接事実として取り扱うのであれば、逆に、原子炉設置変更許可が出されていないという場合、原子炉施設の安全性に欠けるところがないということは推認されない、ということにならなければならない。

この点、大間原発に関する函館地裁平成30年3月19日判決(同裁判所平成23年(ワ)第314号ほか)で、函館地裁は、「裁判所が、規制委員会による安全審査及び処分を待たずに、・・・原子炉施設の安全性に関する審査を、規制委員会に代替して行うことは相当ではな」く、「安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないとの理由で、・・・(原発の)運転の差止めを命じることはできないというべき」と判断している。しかし、この判断に基づけば、原子力規制委員会の設置変更許可が出ていなければ裁判所が審査を行うことは相当でないとして原告の運転差止請求は棄却され、設置変更許可が出れば安全性が推認されるとして原告の反証がない限りやはり運転差止請求が棄却されるという不合理な結論をもたらすのであり、前記函館地裁の判断は相当ではない。

そうすると、本件玄海2号機については新規制基準適合性にかかる原子炉設置変更許可が出ていない以上、最新の科学的、技術的知見を踏まえた発電用原子炉施設の安全性の確保についての証明はなく、原子炉施設の安全性に欠けるところがないということは推認されないことになり、被告が準備書面13において縷々主張する、玄海2号機が安全であるとの点は、あくまでも新規制基準適合性にかかる原子炉設置変更許可が出されるであろうという、仮定ないしは願望レベルの話に過ぎないので、玄海2号機については原告らの差止請求が認容されるべきことになる。

以上